

4 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(財務省、総務省、内閣府)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額については、平成23年度の水準を実質的に下回らないよう確保することはもとより、本県を始め、大幅な税収減に直面している地方財政の窮状を踏まえ、地方交付税の増額など、セーフティネットとしての地方財政措置の大幅な拡充を図ること。
- (2) 地方財政措置の拡充に際しては、臨時財政対策債のウェイトを過度に高めるのではなく、法定率の引き上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) 地方法人特別税については、即時に廃止し、地方税として復元すること。
- (4) 社会保障と税の一体改革を行うにあたっては、国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識し、地域の実情に応じて実施している地方単独事業についても、必要な安定財源を確保できるよう税制改正を行うこと。

(背景)

「財政運営戦略」(平成22年6月閣議決定)において導入された中期財政フレームについては、8月に改訂され、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、平成24年度から平成26年度までの対象期間中、平成23年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することなどが明記された。

本県では、県税収入の大幅な回復を見込むことができない一方で、義務的経費が確実に増加することから平成24年度も引き続き極めて厳しい財政状況が続くこととなる。

こうしたことから、引き続き税収減のセーフティネットとしての地方財政措置の確保は極めて重要である。今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費は増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行う上では、地方一般財源総額は、前年度と同額を維持するだけでは不十分であり、増額確保することが是非とも必要である。

本県は、平成22年度の臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が非常に大きくなっており、県債残高の大幅な増加の要因となっている。問題を抜本的に解決するためには、国税5税の法定率の引き上げなどにより地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであるとして、本県は、その導入時から強く反対してきた。

社会保障と税の一体改革については、6月に「社会保障・税一体改革成案」がとりまとめられた。この成案では、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して必要な安定財源が確保できるよう地方税制の改革などを行うとされているが、地方が、地域の実情に応じて実施している単独事業について、必要な安定財源が確実に確保される制度となるか懸念されるところである。8月に開かれた「国と地方の協議の場」で、「社会保障・税一体改革分科会」の開催が決定されたところであるが、今後も、国と地方で社会保障制度や配分のあり方について十分議論した上で、税制改正を行うことが不可欠である。

(参 考)

1 地財計画と愛知県の税収の比較

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	伸び率(%) H23/H20
地財計画道府県税 (うち法人二税)	188,403 (69,237)	154,218 (37,916)	129,226 (22,274)	134,952 (27,707)	28.4 (60.0)
愛知県県税当初予算 (うち法人二税)	13,600 (5,598)	9,680 (1,981)	8,666 (1,623)	8,828 (1,964)	35.1 (64.9)

20年度から約5,000億円の減収

2 愛知県の県債残高の推移

